

広島県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第4号

広島県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成17年広島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 当事者 行政手続条例第15条第1項又は行政手続条例第28条の規定による通知を受けた者（行政手続条例第15条第4項後段（行政手続条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)・(4) 略	(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 当事者 行政手続条例第15条第1項又は行政手続条例第28条の規定による通知を受けた者（行政手続条例第15条第3項後段（行政手続条例第29条において準用する場合を含む。）の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 (3)・(4) 略

附 則

この公安委員会規則は、広島県行政手続条例の一部を改正する条例（令和7年広島県条例第4号）の施行の日（令和8年5月21日）から施行する。